

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる雇用環境を整備するため、「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定する。

1. 計画期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日の 5 年間

2. 内容

【目標①】

計画期間内に、最低 1 人以上、男性が育児休業を取得すること。

【対策】

- ・男性社員の育児休業取得を促進するため、取得手続き及び運用方法について、管理者向けの研修を実施する。
- ・社内の各種会議において、取得を妨げることをないように周知徹底する。

【目標②】

月間時間外労働の上限を 80 時間以内に留める。

【対策】

- ・管理者が時間外労働時間を適切に把握し、勤務時間のコントロールを行う。
- ・業務の閑散期を事前に把握し、繁忙期前に分散対応を行う。
- ・時間外労働削減の為、年間 18 日間の臨時公休を設定している。